

2009年7月17日

東京都税制調査会小委員会

法人の公的負担のあり方と地方法人課税について

沼尾 波子（日本大学）

1. 法人負担をめぐる最近の動向

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(2008年12月)

- ・ 「法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。」

・ 所得税の累進性の回復と給付付き税額控除方式、消費税率の引上げなどの検討
法人課税については、国際競争力の維持という観点から、租税や社会保険料事業主負担の抑制を求める考え方

社会保障給付の伸びについては、潜在的国民負担率50%程度を目処として、政府の規模を抑制するという考え方（骨太方針2004）

論点

- (1) 法人負担を抑制しないと国際競争力は維持できないのか。また「世界都市東京」において、法人負担を抑制しないと都市の活力は阻害され、競争力を維持できなくなるのか。
- (2) 日本の法人負担は諸外国と比べて高いのか。
- (3) 増大する社会保障給付を賄うための財源をどうするか。
- (4) 増大する財政需要に対応するための財源として、法人事業税をどう考えるか。

2. 法人負担の国際比較

諸外国の法人所得課税の実効税率（事務局資料参照）

- ・ 法人所得課税の税率だけを比較すると、日本の負担は相対的に高いとの指摘
- ・ 地方の法人負担が高いので、これを削減すべきだという指摘

3. World Economic Forum の国際競争力ランキング

「制度」「インフラ」「マクロ経済」「保健衛生および初等教育」「高等教育と職業訓練」「市場の効率性」「技術開発」「ビジネスの洗練性」「イノベーション」の9つの指標をもとに各国（地域）の競争力を評価

デンマーク（3位）、スウェーデン（4位）、フィンランド（6位）など、公共部門が大きく負担率の高い国が上位に位置（2008）

財政基盤のしっかりした公共部門が、教育や研究開発に重点的に投資できる制度インフラを整備できることが重要。

日本 8 位 「公的債務の軽減に向けて巨額の財政赤字を大幅に削減し、マクロ経済の不均衡に対処する必要がある」

税制や、行政手続きの非効率性などがマイナス・ポイントとして指摘

アジアではシンガポール 7 位、韓国 11 位、香港 12 位、台湾 14 位、中国 34 位、インド 48 位。制度インフラの不安定性が評価を落としている。

国際競争力をつけ、成長するには人材育成や制度インフラの整備・維持が重要。だがそれには一定のコストがかかる。

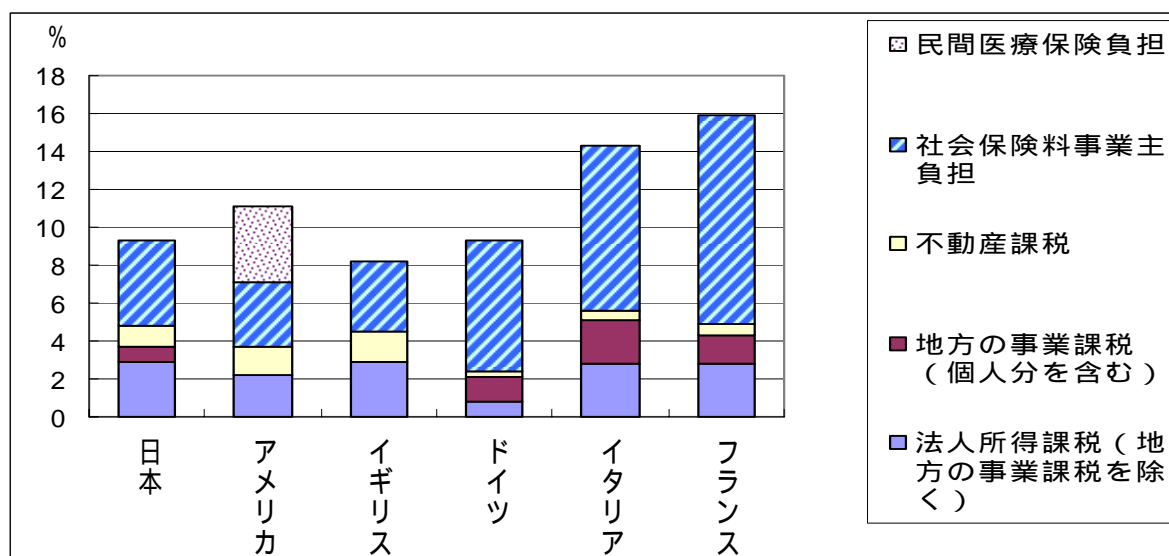
公共部門の膨大な債務は、マイナス要因としての厳しい評価

4：日本の法人負担は諸外国と比べて高いのか？

課税ベースの相違や、社会保険料などの負担を加味した上での検討が必要

社会保険料や資産課税の法人負担分を含めた実効税率の比較

主要国の法人負担に関する国際比較（対GDP比、2004年）



注1) 社会保険料事業主負担には、個人事業主や政府等も含まれている。

注2) 不動産課税について、日本の固定資産税・都市計画税の内訳は「固定資産の価格等の概要調査（土地、家屋、償却資産）(平成16年度版)」を元に配分している。アメリカの不動産課税の「世帯分」「世帯分以外」の内訳は最新のデータがないため、記載がある1985年分の割合で配分した。イタリアの固定資産税の「世帯分」「世帯分以外」の割合は値がないため、暫定的に日本、アメリカ、ドイツの平均値（45:55）で配分している。

データ：OECD(2006)“Revenue Statistics 1965-2005”、アメリカの民間医療保険負担についてはEBRI(2006)“EBRI Databook on Employee Benefits”

資料：神奈川県地方税制等研究会ワーキンググループ「地方税源の充実と地方法人課税」(2007)

地方の事業課税、不動産課税、社会保険料事業主負担分までを考慮した場合、日本の法人負担は他の主要国に比して重いとはいえない。

アメリカでは給与所得者の多くが労使折半で民間医療保険に企業単位で加入。〔中浜（2006）〕かつその内容については連邦・州政府の強い規制のもとに運営されていることから準公共財的性格をもつものとして加算。

日米が逆転

「法人所得税 + 社会保険料雇用主負担」の対GDP比
租税・社会保険料の国際比較 [2006年 対GDP比] (単位: %)

	個人 所得税	法人 所得税 A	社会 保険料	うち		財産税	一般 消費税	個別 消費税	合計
				被用者	雇用者 B				
日本	5.1	4.7	10.2	4.4	4.6	2.5	2.6	2.1	27.9
アメリカ	10.2	3.3	6.7	2.9	3.4	3.1	2.2	1.7	28.0
カナダ	12.1	3.7	4.9	2.0	2.8	3.4	4.7	2.9	33.3
イギリス	10.8	4.0	6.9	2.9	3.8	4.6	6.7	3.6	37.1
フランス	7.7	3.0	16.3	4.1	11.1	3.5	7.5	3.2	44.2
ドイツ	8.7	2.1	13.7	6.0	6.5	0.9	6.3	3.3	35.6
イタリア	10.8	3.4	12.6	2.3	8.7	2.1	6.3	3.8	42.1
スウェーデン	15.7	3.7	12.5	2.7	9.7	1.4	9.2	3.2	49.1

注：1)「合計」は、表示されていない税目(利用税・行為税、支払給与税、営業税等)を含む。

資料： OECD, *Revenue Statistics 1965-2007* (Paris: OECD, 2008), pp. 96-113, 143-223 により作成。

出典：池上(2009)「経済危機下の財政金融政策」『生活経済政策』生活経済政策研究所 150号より。

(法人所得税+社会保険料雇用者負担)の対GDP比を比較すると、日本はアメリカ、カナダ、イギリスと比べると高めだが、フランス、イタリア、スウェーデンなどの国々と比べると高い水準とはいえない。

法人課税は、企業の立場からみれば、ある種のコストとみなされるが、その財源を活用した基盤整備などの環境改善、教育の充実、福祉の充実などにより、本来であれば企業が負担しなくてはならないコストやリスクを負担せずにすむという側面もある。巨額の公的債務を抱えていることや、高齢化率の更なる上昇に伴う社会保障給付費の増大を考えたとき、負担の軽減を考えることは適当とはいえない。

5：課税ベースの拡大について

情報基盤強化税制、研究開発税制、企業関係租税特別措置等により、1兆円規模の減収となっている。こうした政策減税は、いわば政策的な経費としての歳出であり、こうした観点から特別措置の見直しについて検討する必要がある。

6：地方法人課税について

応益負担原則にもとづく法人事業税。生産活動を営むにあたり、行政サービスから得られる受益に着目して課税。外形部分の拡大が考えられてよい。

資本金1億円未満の法人への外形課税の適用について 資本金額を減らして、課税を逃れるケースが出ていることから、適用を拡大する必要性がある。事業税は応益負担原則の考え方にに基づき幅広く徴収した上で、支援が必要と判断された場合には補助金を出すという考え方もある。

地方法人特別税の導入について

財政調整制度としての地方交付税との関係からみた法人事業税の国税化

偏在性の高い税目であっても、それを国税化するのではなく、地方交付税制度により対応することが求められる。

税源偏在を理由として、地方税を国税化することによる自治体の課税権の縮小

「応益課税」の再配分をどう考えるか 税源の偏在性が高いことを理由として、応益的な税を再配分することは妥当か。

7：大都市の今日的課題と財政需要

人口の急速な高齢化。雇用の不安定化。孤立する個人

対人社会サービスに対するニーズへの対応（ 扶助費の増大）

施設の維持管理、更新投資の財源

様々な情報や人的ネットワークの構築が可能な環境構築への要請

（参照：都市発展の「3つのT」

技術（Technology）才能（Talent）寛容（Tolerance）（by R・フロリダ）

「創造性は居心地のよい場所を求める」)

多様な才能を受け入れるための居心地のよい生産と生活の空間創出

都市発展のための戦略は、減税を通じた企業誘致なのか。それとも基盤整備による快適な生産・生活空間の創造を行い、そのための財政負担を求めることなのか。

法人課税による方法、固定資産税による方法

8：まとめ

増大する社会保障給付費や各種福祉サービスに対応する財源確保は急務

大都市では、今後更新投資の財源を確保する必要性が高まる。

子育て支援や就労支援、介護サービスなどの福祉政策の充実により、安心して働き、生活できる環境を整備することが、持続的な成長の要件。またその受益は家計と企業がともに享受するもの。

これらの財源を出来る限り借入によらない方法で確保することが必要。税負担、社会

保険料負担、利用者負担の割合について、それぞれの特性を踏まえながら検討する必要があるが、公共部門の累積債務の状況や、これからの財政需要を考えた場合、法人にも応分の負担を求めることが必要。

法人事業税は、行政サービスを利用する法人から、受益に見合った負担を求めるものである。偏在性はあるが、税収格差は別途、地方交付税などの財政調整制度により対応することが求められる。

以 上